豊前市の人事行政の運営状況について 【令和7年度】

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況

令和6年度実施の新規採用試験状況

採用区分	受験申込者数	1次試験 合格者数	最終合格者数
一般事務(社会人)	13	4	2
一般事務(大卒程度)	15	10	3
一般事務(高卒程度)	12	7	2
情報処理(課長補佐級)	2	2	1
情報処理	1	1	1
土木	2	2	1
保育士	5	3	1
合計	50	29	11

(2) 退職状況

職種	定年退職	その他
事務職員	3	10
技能労務職員	1	2
合計	4	12

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (標準的なもの)

1週間の	1日の	休憩時間			
勤務時間	勤務時間	(45分間)			
38時間45分	7時間45分	12時15分 ~ 13時00分			

(2) 週休日・休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日のことで、一般的な職員は、土曜日 及び日曜日となります。

休日とは、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間においても勤務する必要がない日で、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日がこれに該当します。

(3) 休暇の種類

① 年次有給休暇

1年に最大20日付与されます。20日を限度に翌年に繰越が可能です。

(2) 病気休暇

> 職員が負傷又は疾病のため勤務しないことがやむを得ないと認められる 場合の休暇です。

・ 負傷又は疾病

90日を超えない範囲内で必要と認める期間

・ 公務による傷病の場合 1年を超えない範囲内で必要と認める期間

③ 特別休暇

職員が、特別の事由により勤務しないことが相当である場合として規則 で定められた休暇です。

取得可能日数等
必要と認められる期間
必要と認められる期間
必要と認められる期間
必要と認められる時間
連続する7日間
出産の日までの6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)
出産の日の翌日から8週間
1日2回それぞれ30分以内の期間(生 後1年に達しない子を育てる職員)
3日間
一の年において5日(中学校就学前の子 が2人以上の場合にあっては,10日)
一の年において5日(要介護者が2人以 上の場合にあっては,10日)
親族の続柄により1日~10日以内
7月から10月までの期間内に5日の範囲内
7日の範囲内
必要と認められる期間
必要と認められる期間
3日を超えない範囲内
その都度必要と認める日又は時間
一の年において5日の範囲内の期間

④ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために認められる休暇です。介護休暇を取得により勤務しない時間については無給です。

(4) 育児休業制度

① 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、休業をすることができる制度です。育児休業期間中は、無給です。

② 部分休業

職員が、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を 養育するため正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を越えない範囲内で30分単位で休業できる制度です。部分休業では、勤 務しない時間については、無給となります。

③ 育児短時間勤務

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員の身分のまま、短時間勤務することができる制度です。給料については、勤務時間に応じて減額されます。

	令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員					
職員区分		うち育児休業	うち部分休業	うち育児短時間勤務		
		取得者数 取得者数		取得者数		
男性	5	5	0	0		
女 性	2	2	1	0		
計	7	7	1	0		

3 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(令和6年度)

分限処分は、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、任命権者が職員の意に反して不利益な身分上の処分を行うことです。 分限処分の種類には、免職、休職、降任及び降給があります。

処分事由	処分の種類	免職	休職	降任	降給	計
勤務成績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 地公法第28条第2項第1号		17	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0

⁽注) 同一の者が複数回にわたって処分された場合は、回数で計上しています

(2) 懲戒処分(令和6年度)

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対して、任命権者が公務員関係における秩序維持のために、職員の道義的責任を追及して科する制裁です。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告があります。

処分事由	処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務 を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者として相応しくな い非行があった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0

⁽注) 同一の者が複数回にわたって処分された場合は、回数で計上しています

4 服務の状況

(1) 職員が遵守すべき義務

地方公務員法第30条において、「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」規定しており、職員の服務規律の根本基準を定めています。また、同法第31条から第38条にかけて、職員の服務に関して具体的な規定を設けています。

区 分	地公法規定	内 容
法令等及び上司の職務上 の命令に従う義務	第32条	職員は、その職務の遂行するに当たって、法令等及び 上司の職務上の命令に従わなくてなりません。
信用失墜行為の禁止	第33条	職員は、その職の信用を傷つけ、職員の全体の不名誉 となる行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	第34条	職員は、在職、退職後を問わず職務上知り得た秘密を 漏らしてはなりません。
職務に専念する義務	第35条	職員は、勤務時間及び職務上の注意力全てをその職責 遂行のために用いなければなりません。
政治的行為の制限	第36条	職員は、政党や政治団体の結成への関与への禁止など 政治行為の制限がります。
争議行為等の禁止	第37条	職員は、住民に対してストライキ等により行政機能を 低下させる怠業的行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	第38条	職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て 事業もしくは事務に従事できません。

5 職員の研修の状況

実施機関	研修内容	開催回数	参加人数
豊前市	人事評価研修	1	34
福岡県市町村職員研修所	階層別研修		
	新規採用職員研修	2	31
	実務研修		
	市町村民税研修	2	2
	固定資産税(家屋)研修	1	1
	固定資産税(土地)研修	1	1
	新任課長研修	2	2
	新任係長研修	4	4
国際文化研修所	実務研修		
	避難行動要支援者対策	1	1
	地域公共交通の維持と確保	1	1

6 職員互助会の状況

(1) 豊前市役所職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、豊前市役所職員互助会を設置し、職員間相互 教済並びに福祉増進及び親交のための事業を行っています。

区 分		内	容		
会員数	225 人				
運営費	会員からの会費及び市からの補助金				
互助会費率	給料月額の1000分の3 + 150円				
補助金額	会員	1名当たり9,500	円		
運営費収支の状況	令和3年度豊前市役所職員互助会決算				
		項目	金額		
	収	会費	2,911,049 円		
		市補助金	2,004,500 円		
		雑入	124 円		
	٦,	前年度繰越金	2,370,015 円		
	入	計	7, 285, 688 円		
	支	事務費	161,650 円		
		会議費	308,850 円		
		事業費	5, 207, 094 円		
	出	その他	0 円		
	Щ	計	5,677,594 円		
		差引金額	1,608,094 円		
	※互助会の決算期間について 令和5年9月1日~令和6年8月31日				
主な事業	1	給付の種類			
		結婚祝金 出職祝念 退職記念品料 香華料 舞金 傷病見舞金 銀婚祝金 永年勤続祝金	10,000円 5,000円 5,000円~80,000円 3,000円~50,000円 20,000円~50,000円 5,000円 10,000円 20,000円~30,000円		
	② 厚生事業				
	レクリエーション助成 体育費助成 各部助成費 健診オプション助成 被服費助成				